

● 市民課からのお知らせ ●



今月号から窓口サービスの一環になればと念じ、順次窓口事務について市民の皆様に分かりやすく、またご協力をお願いしながらシリーズで掲載しますのでご一読くださるようお願いいたします。



その 1 印鑑の登録について

■登録の申請

印鑑の登録申請は、本人が直接するのが原則です。本人が登録する印鑑を持参して申請してください。やむを得ず代理人に依頼されるときは、代理人選任届（又は委任状）と代理人の印が必要です。

登録する印は一人一個に限られています。また一個の印を二人で登録することもできません。

■申請した日に登録できる人

本人が登録の申請にきて、次の書面のいずれかを提示していただき、その場で本人であることが確認できたときには、すぐ登録をして印鑑登録証をお渡します。

▶官公署が発行した免許証（自動車運転免許証など）、身分証明書等で、本人の顔写真に浮出プレス、又は公印により契印され、有効期間内にあるもの。

▶市内で印鑑登録を受けている人の保証書（申請書の下段にある保証書欄に保証を受ける）。この場合、その保証人の方は出来るだけ本庁は本庁、出張所は出張所に印鑑登録されてる人に保証を受けるようお願いします。

▶申請した日に登録ができない人

■代理人選任届のかきかた（印鑑登録申請のとき）

代 理 人 選 任 届	
(代理人)	
住 所	見 本
氏 名	
生年月日	
私に係る	印 鑑 登 録 申 請
上記の者を私の代理人に選任し、その権限を委任したのでお届けします。	
平成 年 月 日	
(委任者)	
住 所	実印
氏 名	
都 留 市 長 殿	

登録申請の際、本人であることの確認ができないとき、又は代理人に依頼されたときは、その場ですぐに登録することはできません。事実を確かめるために照会書をお宅に郵送しますので、回答書に必要事項を記入して、照会した日の翌日から十日以内に本人がお持ちください。回答書と引きかえに登録をして、印鑑登録証をお渡しします。

回答書の持参と印鑑登録証受領について、代理人に依頼されるときは、代理人選任届（又は委任状）と代理人の印が必要です。**回答書は郵送されても取扱いいたしませんのでご注意ください。**送付した日の翌日から十日を経過した場合は無効となります。

■登録できない印鑑

▶ゴム印、その他変形しやすいもの（やわらかい木を材質としたもの、シンナー等で溶けるようなもの）。

▶印影が一辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの、又は一辺の長さが25ミリメートルの正方形に収まらないもの。

▶印影が不鮮明なもの、又は文字が判読できないものの。

▶その他登録を受けようとする印鑑として適当でないもの（外わくが欠けているもの等）。

▶委任者本人が便せん等の用紙に書いて下さい。

▶この書面には収入印紙をはる必要はありません。

▶回答書の持参と印鑑登録証受領について、代理人に依頼されるときは………の箇所に「印鑑登録の回答書持参の件及び印鑑登録証受領の件」と書いて下さい。